都道府県と市町村における最終評価結果の概要 (平成21年6月16日版)

平成 2 1 年 6 月 1 6 日

農村振興局中山間地域振興課

本資料については、都道府県から報告のあった 評価結果を現時点おいて集計したものであるが、 現在取りまとめ中である都道府県については、こ の概要には集計されていない。

都道府県最終評価の取りまとめ(平成21年6月16日時点版)

都道府県知事が市町村長から受けた中山間地域等直接支払制度に関する評価について、都道府県の中立的な第三者機関において検討し、評価した結果の概要について、主な効果及び課題についてとりまとめを行った。

1 主な効果等

(1) 集落マスタープラン

- ・ 5年間の活動計画を定めたことにより、協定構成員の集落活動に対する 意識が向上した。
- 集落の将来を見据えて計画的な活動の実践が図られるようになった。
- ・ 協定締結時に描いた集落マスタープランと状況が変化し、当初の計画の 実施が困難な集落があった。 等

(2) 農業生産活動等

耕作放棄の防止等

- 耕作放棄の発生が見られず、大きな効果があった。
- ・ 耕作放棄を発生させないという意識が向上し、高齢化等で耕作できな くなった農用地等を集落で管理するなどの取り組みが図られた。
- ・ 高齢化等に伴い耕作放棄が危惧される農用地においては、各集落内で 参加者による協議を行い、利用権の設定や農作業受委託を行うことによって耕作放棄地の発生の抑制が図られた。
- ・ 耕作放棄地の発生抑制、農地としての維持、災害の未然防止等の効果 だけでなく、農地管理及び営農に対する集落の意識が向上した。
- ・ 1期対策から2期対策への移行時に脱落した集落協定の8割で耕作放棄が発生している。 等

水路・道路等の管理活動

- ・ 適正に管理された水路・農道等は、景観形成や生活道として非農家に 評価されている。
- ・ 地域住民や入り作者も含めて、集落が一体となった管理体制が構築で

きた。

- ・ 非農家の協力を得て管理活動を実施するなど活動そのものが交流の場となり、地域資源に対する管理意識が高まった。
- ・ 協定締結前に比較して、管理作業の回数が増加しており、生産基盤の 維持管理や施設の常時管理による延命化等の効果がある。
- ・ 共同取組活動を通じて、集落における連帯感の醸成や人間関係の結び つきが強化された。 等

多面的機能の増進

- ・ 多面的機能増進のための活動が、農家・非農家に関係なく、地域社会 の連携と住民交流に役立っている。
- ・ 周辺林地の草刈りや既耕作放棄地の管理により、隣接する農地の病害 虫や鳥獣害の防止、土砂崩壊などの災害抑止などが図られた。 等

(3) 自律的かつ継続的な取り組み

- ・ 農用地保全マップに基づいた共同取組活動により、集落内の意思や情報 が共有でき、作業も計画的に実施できた。
- ・ 農業機械・施設や農作業の共同化等により、低コストによる収益性の向上や作業の効率化が図られた。
- ・ 担い手への農地集積、農業生産の組織化の推進、認定農業者の育成、新 規就農者の確保が図られた。
- ・ 環境保全に配慮した農法の推進や特別栽培米等の高付加価値型農業の推 進などに効果を上げている。
- ・ 集落営農が育成された。 等

(4) 集落機能の活性化

- ・ 話し合い回数の増加した集落では、イベントや祭りなどが復活した。
- ・ 話し合い活動の増加により、地域の一体感・連帯感や相互扶助の精神が 醸成・強化された。
- 集落内のコミュニケーションの向上が図られ、地域の活性化に貢献していると認められる。
- ・ 集落の将来像に向けた話し合いが活発になり、集落活動に対する住民意

識が高まった。

・ 隣接する他集落との共同作業や非農家との連携が進んだ。 等

(5) その他

- ・ 集落協定を5年間継続できない場合の遡及返還措置は、耕作放棄の発生 防止に大きな効果を上げている。
- ・ 市町村内で交付金を活用して資材購入等の支出に充てることにより、地域内経済の活性化に効果があった。
- ・ 共同取組活動に交付金の1/2を充てることによって、集落内の連携が 高まり、農業者の意欲向上が図られる効果があった。
- ・ 交付金を受け取ることで、集落内に様々なアイデアが出たり、新たな取り組みを検討する良い「きっかけ」になった。
- ・ 集落間連携が促進されたことは評価できる。 等

2 主な課題等

- ・ 中山間地域においては、対象農用地はあるものの、「高齢化等により協定 を5年間継続することが困難」との理由から、制度に取り組めない集落が相 当数存在する。
- ・ 協定参加者の高齢化等により、協定活動継続への不安が深刻化しており、 このままでは、直接支払制度に取り組む集落が大幅に減少し、耕作放棄地の 発生に歯止めがかからなくなる。
- ・ 協定参加者の高齢化に伴い、共同取組活動の維持が困難となる集落やリー ダーの育成・確保が困難な集落がある。
- ・ 小規模な集落協定では、農地の維持管理が精一杯で、交付金を活用して継続的な農業生産体制を整備するまでに至っていない。
- ・ 小規模な集落協定について、集落の統合や他地域、他業種との連携などによる集落機能の強化が必要である。
- ・ 飛び地や点在などにより、まとまった農用地を確保できない集落は集落協 定ができず、耕作放棄が進んでいる。
- 集落内において、交付金の対象者と非対象者がおり、不公平感がある。
- ・ 協定農用地を新規就農者(U・Iターン等)や後継者(分家)住宅に転用

する場合には、遡及返還となるので担い手の確保や定住を促進する上で支障になっている。

- ・ 樹園地については、生産コストが高いのに畑と同様の交付単価であること に不満感がある。
- ・ 受給上限額100万円/戸を超えている農業者等については、役員手当や 出役費など共同取組活動費から支出される金銭の給付を受けることができな いため、協定の運営に要する経費等を自己負担せざるを得ないなどの負担に なっている。
- ・ 現行対策は事務処理が煩雑となっており、高齢化した集落協定のリーダー には大きな負担になっている。
- ・ 制度が5年毎に見直されるのでは、農業者等が長期的な展望をもって農業 生産活動を行えないので、将来に向け安心して営農ができるよう、継続的・ 安定的な制度の構築が必要である。 等

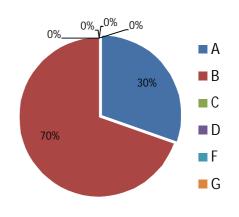
都道府県と市町村の総合評価結果の集計(平成21年6月16日版)

都道府県及び市町村における最終評価では、本制度に対する総合的な評価として A~Gの7段階評価を行っていただいたところ。

その結果については、以下のとおり。

都道府県による総合評価の結果(区分別)

評価区分	県数
A:おおいに評価できる	1 4
B: おおむね評価できる	3 2
C: やや評価できる	0
D: さほど評価できない	0
E:ほとんど評価できない	0
F:全く評価できない	0
G: その他	0
合計	4 6



取りまとめ中の都道府県は含んでいない。

市長村による総合評価の結果(区分別)

評価区分	市町村数
A:おおいに評価できる	3 3 7
B: おおむね評価できる	6 2 0
C: やや評価できる	3 8
D: さほど評価できない	2
E : ほとんど評価できない	0
F:全く評価できない	0
G: その他	0
合計	997



